

盛岡市監査委員告示第 40 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき行った定期監査の結果の報告（平成 29 年 9 月 7 日付け盛岡市監査委員告示第 39 号）の一部を次のとおり訂正します。

平成 29 年 9 月 11 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
同 菊 池 秀 一  
同 小山田 正 美  
同 八木橋 美 紀

項目	正	誤
第 1 表中 「 <u>実地監査対象部課等</u> 」欄 3 段目	本宮 <u>小</u> 学校	本宮 <u>中</u> 学校